

2016 年 7 月 8 日

高校 2・3 年生 保 護 者 様

賢明女子学院高等学校
校 長 松 浦 明 生

高等学校等就学支援金・兵庫県私立高等学校授業料軽減補助・ 兵庫県私立高等学校奨学給付金の各制度と手続きについて

夏本番も間近となりました。平素よりの本校に対しましてのご協力を深謝いたします。

この度は、標記の諸制度の申請につきましてお知らせをいたします。右の添付書類の項に例示しております各書類で、保護者の平成 28 年度分の市町民税の所得割額をご確認の上、該当する制度についてご申請ください。

なお、国の制度である「就学支援金」は、月を単位として支給されますが、「4 月～6 月」と「7 月～翌年度 6 月」では所得制限基準を確認する年度が異なります。このたびは、2016 年 7 月～2017 年 6 月支給分の申請についてのご案内です。2016 年 4 月～6 月支給対象の方も改めて申請が必要ですのでご注意ください。

また、兵庫県が独自で行う「私立高等学校授業料軽減」制度・「私立高等学校奨学給付金」制度につきましては、それぞれ別紙「平成 28 年度 兵庫県私立(高等)学校生徒授業料軽減補助制度について」一般 臨時特別・「平成 28 年度 兵庫県私立高等学校等奨学給付金制度について」をご参照ください。授業料軽減制度臨時特別は経済的不況に起因して失業・倒産された方を対象とする臨時的特別補助制度です。(対象は限定されますが、リーフレットにてご確認ください。)

ただし、兵庫県の授業料軽減補助につきましては 2016 年度新入生(現高校 1 年生)から、その一部が変更になりました。このお知らせは 2・3 年生を対象としておりますので、高校 1 年生の弟妹がおられる方はご注意ください。

1. 支 給 金 額 (年 額)

保 護 者 の 所 得		区分	支 給 金 額			
			就学支援金 (国)	授業料軽減 (県)	奨学給付金 (県)	計
生 活 保 護 世 帯		【A】	297,000 円	(*) 63,000 円	52,600 円 (*) 138,000 円	412,000 円 498,000 円
保 護 者 の 「平成 28 年度 市 町 民 税 所 得 割 額」 の 合 計 額	0 円	【B】	297,000 円	(*) 63,000 円	67,200 円 (*) 138,000 円	427,200 円 498,000 円
	0 円を超え 51,300 円未満	【C】	237,600 円	40,000 円	対象外	277,600 円
	51,300 円以上 154,500 円未満	【D】	178,200 円	対象外	対象外	178,200 円
	154,500 円以上 304,200 円未満	【E】	118,800 円	対象外	対象外	118,800 円
	304,200 円以上	【F】	対象外	対象外	対象外	0 円

(*) 1 授業料軽減は就学支援金と併せ、授業料額以上は受給できません。本校の年額授業料は 360,000 円なので、限度額は 63,000 円です。

(*) 2 生業扶助を受給していない等の条件で支給金額が異なります。詳しくは、奨学給付金制度のリーフレットをご確認ください。

(*) 3 当該世帯で、①2 人目以降の高校生等、②7/1 現在 15 歳(中学生を除く)以上 23 歳未満の扶養されている、高校生等以外の兄弟姉妹がいる世帯の高校生等であることを条件で支給金額が異なります。詳しくは、奨学給付金制度のリーフレットをご確認ください。

2. 支給時期について

国の就学支援金及び県の授業料軽減補助・奨学給付金は、生徒本人(保護者)ではなく学校に振り込まれます。県から学校への支給が確認できたら、該当者の授業料等学費自動振替口座へ還付することによってそれぞれの支給額を精算させていただきます。

なお、昨年度は、就学支援金は年 3 回、9 月と 1 月と 3 月に分けて、県の授業料軽減・奨学給付金は、年 1 回、1 月に該当者への支給が完了しました。

3. 申請について

次の書類に必要事項を記入して、添付書類と共に提出ください。

- **就学支援金**を申請される方 [左表の区分、【A】～【E】の方]
「高等学校等就学支援金」(同封しております。)
- **授業料軽減**を申請される方 [左表の区分、【A】～【C】の方]
「授業料軽減申請書」(添付のリーフレット **一般** の中にあります。)
- **奨学給付金**を申請される方 [左表の区分、【A】～【B】の方]
「兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給申請書」
(事務室窓口で、あるいは学校ホームページから、取得してください。)

添付書類

保護者全員の平成 28 年度の市町民税所得割額が確認できる書類

例:「平成 28 年度市町民税特別徴収税額決定通知書」(写)、「平成 28 年度市町民税納税通知書」(写)、
「平成 28 年度課税証明書」(原本)または「平成 28 年度非課税証明書」(原本)、など

ただし、生活保護世帯の場合 [左表の区分、【A】の方]

「生活保護受給資格証明書」(2015 年 1 月 1 日から継続して受給していることがわかるもの。)

(複数の制度に申請される場合は 1 通のみで構いません。就学支援金申請書に添付してください。)

奨学給付金を申請される方 [左表の区分、【A】 【B】の方]

- ・「世帯全員の住民票(原本)」
- ・「健康保険証(写し)」

申請者(保護者)が扶養している 15 歳以上 23 歳未満(7/1 現在)全員分 [申請対象本人も含む]

- ・他の兄弟姉妹の「奨学給付金支給申請書(写し)」(他の兄弟姉妹が奨学給付金を支給申請される場合)

4. 提出期限・提出先(就学支援金・授業料軽減・奨学給付金 共に)

期 限 : 2016 年 8 月 18 日(木)

提 出 先 : 事務室窓口

5. お問い合わせ

賢明女子学院高等学校事務室

電話番号 079-223-8456

就学支援金が対象外の方(左表の区分【F】の方)あるいは申請を希望されない方は、下の確認票を上記期限までにご提出ください。(申請漏れを避けるために、ご協力をお願いします。)

キ リ ト リ

確 認 票

所得制限(市町民税の所得割額 304,200 円以上)により支給の対象にならない、もしくは、支給を希望しないため、今回は就学支援金を申請しません。

2016 年 月 日

高校 年 クラス 番 生徒氏名

保護者氏名

印